

京都市訓令甲第 25 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第1条中「要する職員」の右に「で、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属するもの」を加え、「同じ」を「職員」というに改める。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」の右に「及び京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則第9条第4項の規定により勤務を要しない日設けられた地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員」を加える。

第4条第2項中「保健所その他の」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)